

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年5月29日
【事業年度】	第53期（自平成20年2月21日至平成21年2月20日）
【会社名】	株式会社西松屋チェーン
【英訳名】	NISHIMATSUYA CHAIN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大村 禎 史
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
【電話番号】	079（252）3300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 仲 本 豊
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
【電話番号】	079（252）3300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 仲 本 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年5月20日に提出いたしました第53期（自平成20年2月21日 至平成21年2月20日）の有価証券報告書の添付資料のうち、「定款」の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正後の定款を新たに添付しております。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第1章 総則

（訂正前）

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1～13、（記載省略）

14、前各号に関する事業を営む会社の株式を保有する事による当該会社の事業活動の支配・管理

（訂正後）

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1～13、（記載省略）

14、前各号に関する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理

附則

（訂正前）

第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（訂正後）

第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。